

第4号議案

名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）を行うものとする。

令和3年6月4日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水 津 功

(案)

名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）

都市計画道路中 3・5・541 号三郷駅前線を新規追加する。また、3・4・290 号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止し、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・290	玉野川森林公園線	尾張旭市 大字新居 字海老蔓	瀬戸市西 本地町 2 丁目	尾張旭市 東大久手 町一丁目	約 4280 m	地表式	2 車線	16m	名鉄瀬戸線と平面交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	
	3・5・541	三郷駅前線	尾張旭市 三郷町 栄	尾張旭市 三郷町 栄	尾張旭市 三郷町 栄	約 80m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	その他		なお、尾張旭市三郷町栄地内に三郷駅前広場を設ける。								面積 約 2,500 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

市街地再開発事業の実施に伴い、増加する駅利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、新たに三郷駅前広場（約 2,500 m²）を含む 3・5・541 号三郷駅前線を追加するものである。また、それに伴い 3・4・290 号玉野川森林公園線の三郷駅前広場（約 630 m²）を廃止するものである。

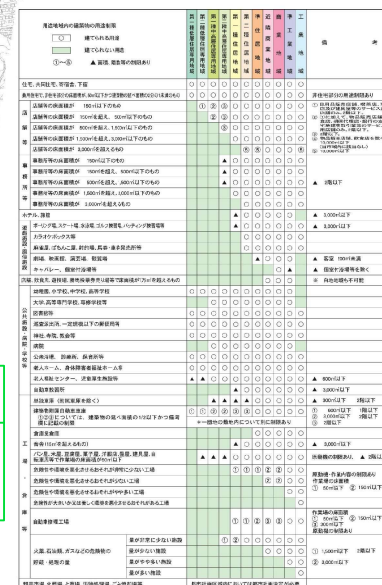
3・4・290 玉野川森林公園線(三郷駅前広場)(市決定)
3・4・300 名古屋瀬戸線 (県決定)
3・5・541 三郷駅前線 (市決定)

総括図
縮尺 1/25,000

計画図



平成三十一年四月修正
昭和六十三年十二月測量



3・5・541 三郷駅前線(市決定)
新規幹線街路の追加
三郷駅前広場の追加(約2,500㎡)

3・4・290 玉野川森林公園線(市決定)
三郷駅前広場の廃止(約630m²)

3・4・300 名古屋瀬戸線(県決定)
幹線街路との平面交差箇所数の変更
(交差箇所数18→19箇所)

種 別	面 積	住宅用途 一戸建住宅 二戸建住宅 その他	住宅用途 一戸建住宅 二戸建住宅 その他	住宅用途 一戸建住宅 二戸建住宅 その他	商業用途 商業施設 その他	工業用途 工業施設 その他
第一種低層住宅地区	約 12.5ha	10/100%	3/100%	10m	5.6%	
第二種低層住宅地区	約 13.7ha	10/100%	6/100%	10m	17.9%	
小 計	約 21.0ha	6/100%	6/100%	10m	12.3%	
第一種中高層住宅地区	約 2.2ha	10/100%	6/100%	10m	18.6%	
第二種中高層住宅地区	約 1.1ha	15/100%	6/100%	10m	6.6%	
小 計	約 3.3ha	12/100%	6/100%	10m	12.3%	
第一種中層住宅地区	約 2.2ha	15/100%	6/100%	10m	18.6%	
第二種中層住宅地区	約 2.0ha	20/100%	6/100%	10m	17.3%	
小 計	約 3.1ha	17/100%	6/100%	10m	26.4%	
第一種低層商業地区	約 7.0ha	20/100%	6/100%	28.4%		
第二種低層商業地区	約 3.1ha	20/100%	6/100%	28.4%		
第一種低層工業地区	約 4.8ha	20/100%	6/100%	28.4%		
住宅用途地区	約 6.4ha	20/100%	6/100%	0.5%		
商業用途地区	約 2.2ha	20/100%	6/100%	0.5%		
工業用途地区	約 2.2ha	20/100%	6/100%	0.5%		
小 計	約 7.8ha	20/100%	6/100%	0.5%		
工業用途地区	約 7.8ha	20/100%	6/100%	0.5%		

凡 例	
決定主体	尾張旭市
変更前（除外区域）	
変更後（追加区域）	

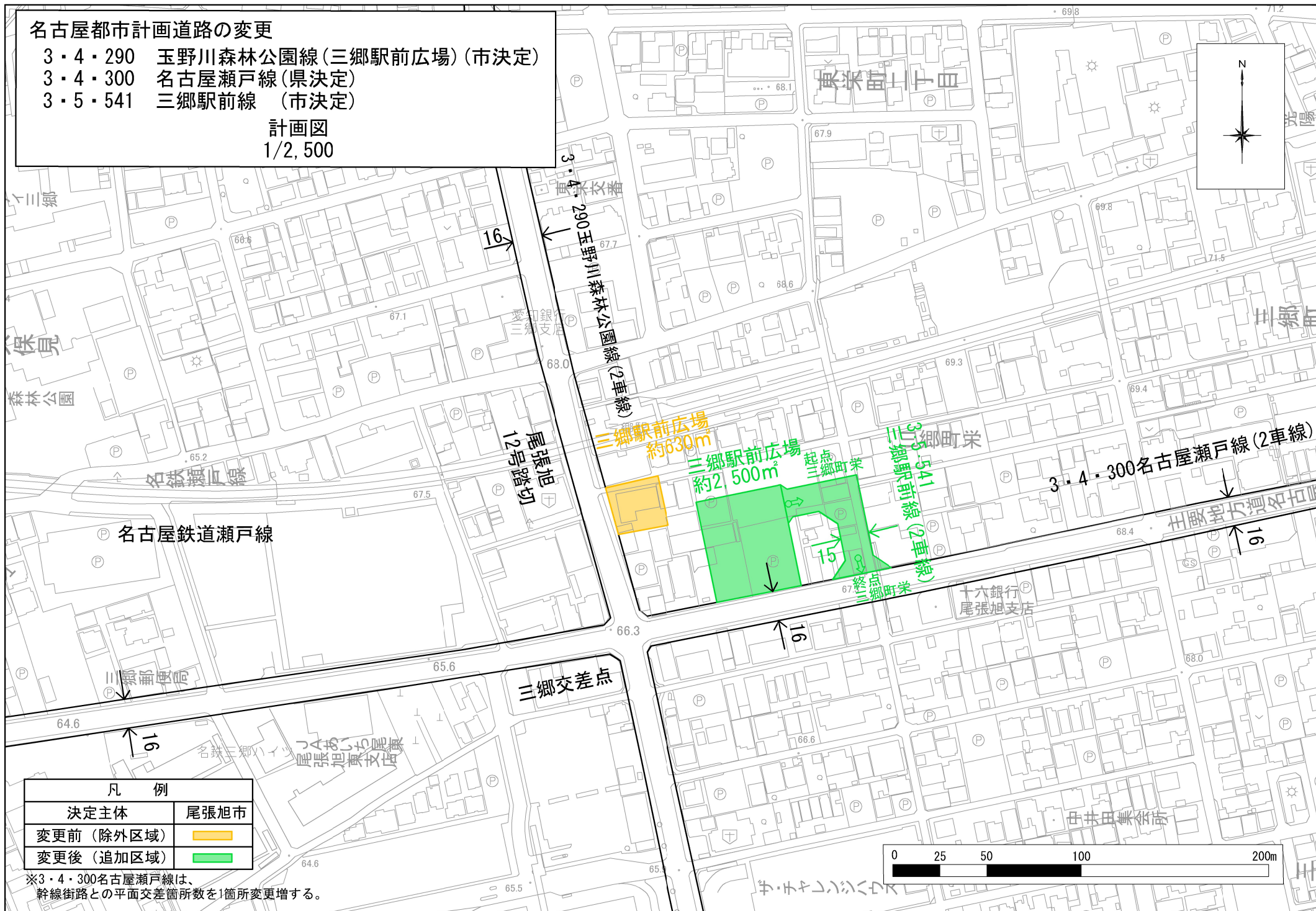


(注) 本図は一般参考図です。詳細については、愛知県都市計画課及び尾張旭市都市計画課の模範用都市計画図書を参照して下さい。

名古屋都市計画道路の変更

- 3・4・290 玉野川森林公園線(三郷駅前広場)(市決定)
- 3・4・300 名古屋瀬戸線(県決定)
- 3・5・541 三郷駅前線 (市決定)

計画図
1/2,500



凡 例	
決定主体	尾張旭市
変更前 (除外区域)	
変更後 (追加区域)	

※3・4・300名古屋瀬戸線は、幹線街路との平面交差箇所数を1箇所変更増する。

理 由 書

(名古屋都市計画道路 3・4・290 号玉野川森林公園線及び 3・5・541 号三郷駅前線)

1. 都市の将来像における位置づけ

名古屋都市計画区域マスタープラン（2019 年 3 月策定）では、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実を促進し、交通結節点の機能強化・充実にあたっては、誰もが使いやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮することとしています。

尾張旭市都市計画マスタープラン（2011 年 3 月策定）においては、追加する 3・5・541 号三郷駅前線が位置する三郷駅周辺について、本市の中核となる「活力拠点」として、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、交通結節点として交通機能の強化を図ることとしています。また、現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざすことを定めています。

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

三郷駅前広場は、昭和 32 年に 3・4・290 号玉野川森林公園線の東側沿道、三郷駅から南西の位置に、約 630 m²の規模で都市計画決定されています。その後、平成 23 年度より駅周辺のまちづくり検討を地域の方々と開始し、検討を進めた結果、駅周辺にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施することとしました。

これに伴い、今後駅利用者は更に増加することが予測され、既決定の駅前広場の位置や規模では、近接する尾張旭 12 号踏切の安全な運用へ影響が生じるほか、駅前広場周辺の円滑な交通処理が困難となる状況にあります。

そこで、当事業実施により増加する駅利用者の利便性及び安全性を確保するため、3・4・300 号名古屋瀬戸線より出入りする位置に駅前広場の配置を見直すとともに、駅前広場の面積を変更します。

以上のことから、三郷駅前広場を含む 3・5・541 号三郷駅前線を新規追加するとともに、既決定の 3・4・290 号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止します。

なお、これらの変更に伴い、3・4・300号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を18箇所から19箇所に変更します（愛知県決定）。

（2）都市計画変更の内容

【3・5・541号三郷駅前線】

・三郷駅前線の基本諸元

将来交通量は3,000台/日と推計しています。車線数、道路の区分は2車線、4種3級、設計速度40km/hの道路構造とします。

○路線の概要

延長	○ 約 80m		
内容	○ 3・5・541号三郷駅前線を追加する。		
			新
	位置	起点	尾張旭市三郷町栄
		終点	尾張旭市三郷町栄
		主な経過地	尾張旭市三郷町栄
	構造	構造形式	地表式
		車線の数	2車線
		幅員	15m
		地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差1箇所
	○ 三郷駅前広場を追加する 約 2,500 m ²		

○幅員構成

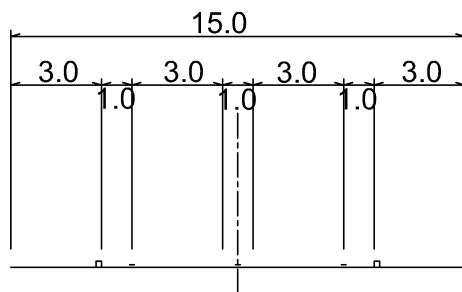
●車道部

- ・車道・・・幅員 3.0m の 2 車線及び導流帯 1.0m
- ・路肩・・・車道両側に幅員 1.0m

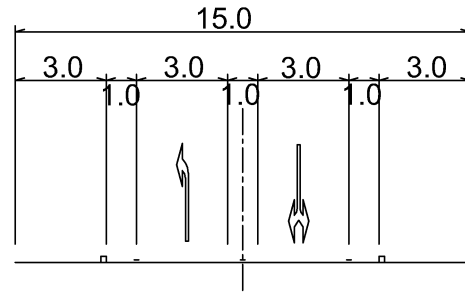
●歩道部

- ・歩道・・・車道の両側に幅員 3.0m

・標準部 幅員 W=15.0m



・交差点部 幅員 W=15.0m



【 3・4・290号玉野川森林公園線】

3・5・541号三郷駅前線の追加（尾張旭市決定）に伴い、当路線の三郷駅前広場を廃止します。

都市計画の策定経緯の概要（尾張旭市決定）

3・4・290号 玉野川森林公園線

3・5・541号 三郷駅前線

事 項	時 期	備 考
地 元 説 明 会 の 開 催	令和3年1月21日～ 令和3年1月24日	各日1回（計4回開催） 参加者：24名
事 前 協 議	令和3年2月1日	
事 前 協 議 回 答	令和3年3月18日	
案 の 縦 覧	令和3年4月9日～ 令和3年4月23日	意見書提出（有） 縦覧者数 7名
市 都 市 計 画 審 議 会	令和3年6月4日	
知 事 へ の 協 議	令和3年6月	以下予定
知 事 回 答	令和3年7月	
決 定 告 示	令和3年8月頃	